

(案)

水賀池公園の特定公園施設にかかる整備工事の負担金に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と●●●（以下、「乙」という。）は、令和●年●月●日付けで締結した「水賀池公園整備事業 基本協定書（公募設置管理制度）」第 57 条第 5 項の規定に基づき、乙が行う水賀池公園の特定公園施設にかかる整備工事（以下「本工事」という。）の費用の負担等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、本工事の費用の負担等についての基本的事項を定めることにより、関係事務の適切な処理及び本工事の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(本工事の場所及び概要)

第 2 条 本工事の場所及び概要は、乙が作成し甲が認定した水賀池公園整備事業にかかる公募設置等計画に記載のとおりとする。

(協定期間)

第 3 条 協定期間は、協定締結の日から令和●年●月●日までとする。

(年度協定書)

第 4 条 前条による期間が複数年度にわたる場合は、別途年度協定書を締結する。

(費用の負担)

第 5 条 本工事に要する費用は、甲及び乙それぞれが分担するものとする。

2 甲の負担部分については、本工事のうち●●●に関する費用とする。

3 本工事に係る費用については、乙が作成した設計図書に基づき算定することとし、甲の負担する費用（以下「負担金」という。）の上限額は金●●●円とする。

(負担金の清算)

第 6 条 乙は、工事完了後、負担金を清算し、速やかに甲に通知するものとする。

(負担金の清算)

第 7 条 甲は、前条の負担金の清算について内容を確認したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(本工事の場所及び概要)

第 8 条 乙は、前条の通知後、甲に負担金を請求するものとする。

2 甲は、前項の負担金を、乙の請求を受けた日から 30 日以内に支払わなければならない。

(発生物件の取り扱い)

第 9 条 本工事により生じた発生物件は、乙が処分するものとする。

(協議事項)

第 10 条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

本協定書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
名 称 堺市
代表者 堺市長 永藤 英機 印

乙 団体名
代表団体
住 所
名 称
代表者

構成団体
住 所
名 称
代表者